

(参考資料) 資産運用会社による「市場取引」での既発行投資口の取得について

<前提>

本資料は、本会会員から提出された協会規則の改正要望を踏まえ、市場取引によって既発行投資口を取得する資産運用会社に課すべき追加的規制・条件を検討する際の参考資料である。

規則改正案

「正会員の業務運営等に関する規則」第6条

正会員は、自らの資産をもって自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券（以下「自社設定投資信託受益証券等」という。）を取得及びその処分（以下「取得等」という。）を行ってはならない。

ただし、上場投資法人が発行する投資証券の取引所取引による取得等は除く。

現行法令の確認

金商法上のインサイダー取引規制の範囲

1. 取引規制の対象

- ・金融商品取引法（以下「金商法」という。）第166条のインサイダー取引規制は、「上場会社等」が発行する特定有価証券等の売買等を行う場合に、会社関係者または元会社関係者などの第一次情報受領者を対象とする。

（2013年の金商法改正により、第163条第1項に列举される有価証券に加え、第2条第1項第11号に掲げる有価証券も「上場会社等」に該当することとなり、これに伴い「上場投資法人」も「上場会社等」に含まれるようになった。）

● 金商法第166条第1項に定める「会社関係者」の範囲

番号	範囲の詳細
1号	上場会社等（親会社及び子会社、上場投資法人等の場合にはその 資産運用会社及び特定関係法人を含む。 ）の役員（会計参与が法人である場合はその社員）、代理人、使用人、その他の従業者
2号	上場会社等の会計帳簿閲覧請求権等を有する株主等
2号の2	上場会社等の投資主または上場会社等の会計帳簿閲覧請求権を有する親法人の投資主
3号	上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者
4号	上場会社等と契約している者または契約の交渉をしている者で、当該上場会社等の役員等以外の者
5号	2号、2号の2、または4号に該当する者が法人である場合、その法人の役員等（当該法人の他の役員等が該当する場合も）

- 上場投資法人の場合、「**会社関係者**」の範囲は、事業会社である上場会社の場合と比べて拡大されている。

すなわち、事業会社では当該上場会社およびその親会社の役員等が「会社関係者」に該当するにとどまるのに対し、REIT では投資法人に加え、①**資産運用会社（金融商品取引法163条1項）の役員等**、②**資産運用会社の特定関係法人の役員等**も「会社関係者」に含まれる。

2. 上場投資法人における「会社関係者」の範囲

(ア)資産運用会社が含まれている理由

投資法人は使用人を雇用できず（投信法63条1項）、資産の運用業務を資産運用会社に委託しなければならない（同198条1項）。したがって、投資法人の唯一の営業である資産運用に関して生じる事実に関する情報は、資産運用会社が取得・保有・管理することが投信法上想定されている。

(イ)特定関係法人が含まれている点について

投資法人の実際の運営においては、人員・ノウハウの提供や投資対象物件の紹介など、いわゆるスポンサー企業が重要な役割を果たす場合が多い。これらスポンサー企業の中には、資産運用会社との資本関係や、特定資産の価値に影響を及ぼし得る取引関係を通じて、資産の運用等に関する事実情報を容易に取得し得る立場にある者が存在する。このような投資法人の構造的特性を踏まえ、スポンサー企業も「会社関係者」に該当するものとされている。

※「特定関係法人」とは、2013年の金商法改正で投資法人がインサイダー取引規制の対象となった際に導入された概念であり、投資法人のスポンサー企業のうち一定の要件を満たす者を指す。具体例としては、資産運用会社の親会社などが挙げられる。

以上を踏まえて考えると、

◎資産運用会社もその特定関係法人も金商法第166条1項に定める「会社関係者」の範囲であり、金商法上は資産運用会社と特定関係法人（スポンサー）の立場上知り得る情報の差を理由とした規制の差は設けられていないのではないかと。

→金商法のインサイダー取引規制上、資産運用会社とスポンサーの扱いに差がない中で、投信協会規則が追加的に資産運用会社に対して課すべき規制や条件はあるのか。

→換言すると、スポンサーに課されていない規制を資産運用会社に課するためには相応の理屈や根拠が必要となるのではないかと。